

総務委員会資料

●請願の審査

請願第 92号

川崎市発注における工事の入札制度に関する請願

平成27年1月28日

財政局

1 発注時における地域性重視(区単位)

(1) 本市の工事請負の指名競争入札の状況

- ① 対 象 指名競争入札 **予定価格(税込み)が1000万円未満**
 ※予定価格(税込み)が1000万円以上は一般競争入札
 ※地方公共団体の契約 原則として一般競争入札

- ② 指名業者の選定方法
 「川崎市競争入札参加者選定規程」
 「指名業者選定運用基準」

川崎市競争入札参加者選定規程(抜粋)
 (指名基準)
 第12条 工事請負契約について指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
 (2) 工事成績
 (3) 手持ち工事の状況
 (4) 当該工事施工についての技術的適性

指名業者選定運用基準(抜粋)
 指名基準の留意事項
 (1) 当該工事に対する地理的条件
 (2) 指名及び契約の実績 など

参 考

契約方法別契約件数 平成26年11月30日現在

契約方法	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指名競争	444	402	218
一般競争	658	623	463
随意契約	78	73	46
計	1180	1098	727

政令指定都市の指名競争入札の状況

1000万円未満	8都市 (川崎市を含む。)
2000万円未満	1都市
業種ごとに違う金額で判断	2都市
指名競争入札未実施	5都市
内容によって実施	4都市

(2) 発注時における地域性重視の取組み状況

- ① 市内中小企業優先発注（契約条例第4条第4号）
「予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会の増大を図ること」
→ 原則として、市内の中小企業を選定する。
- ② 指名競争入札
特に当該工事の履行場所である区内に本社を有する企業をできる限り選定するよう配慮

参 考

一般競争入札の事例

ア 南北入札の実施

平成25年2月から土木・舗装工事で試行実施

平成24年度 2件

平成25年度 14件

平成26年度 30件（平成26年11月30日公告分まで）

イ 災害時協力体制を入札参加条件とした入札の実施

平成25年12月から試行実施

平成25年度 10件

平成26年度 55件（平成26年11月30日公告分まで）

ウ 総合評価一般競争入札における評価項目

災害時協力体制

本社の所在地

建設機械の保有（平成27年度の契約案件から追加）

(3) 今後の方向性

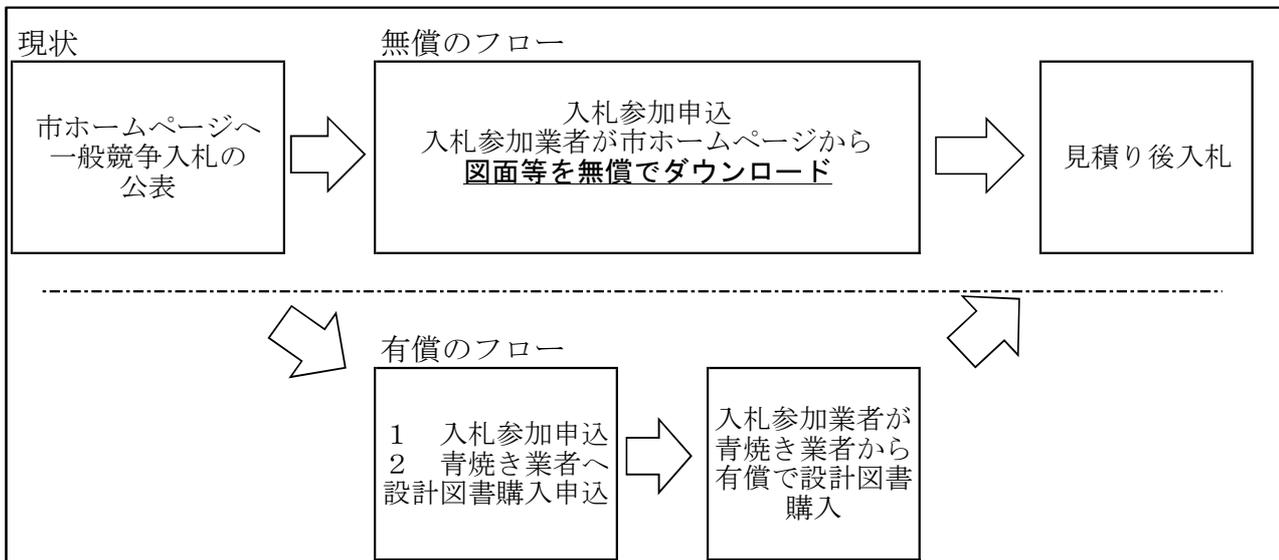
- ① 指名競争入札の地域性の重視
地域に貢献していることが客観的に確認できるものについて検討していく。
- ② 指名競争入札の上限の引上げ
地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であることから、指名競争入札の上限金額を引上げることは適当でないとする。

2 建設工事発注時における図面の無償化

(1) 現状の取組み状況

- ① 指名競争入札
ア 全て無償により配布
電子データ又は紙ベースで配布
- ② 一般競争入札
ア 一部無償により配布
一般競争入札の公表と同時にダウンロード
イ その他は有償により配布

(2) 工事発注事務の流れ（設計図書関係）



(参考) 政令指定都市の図面の無償化の状況

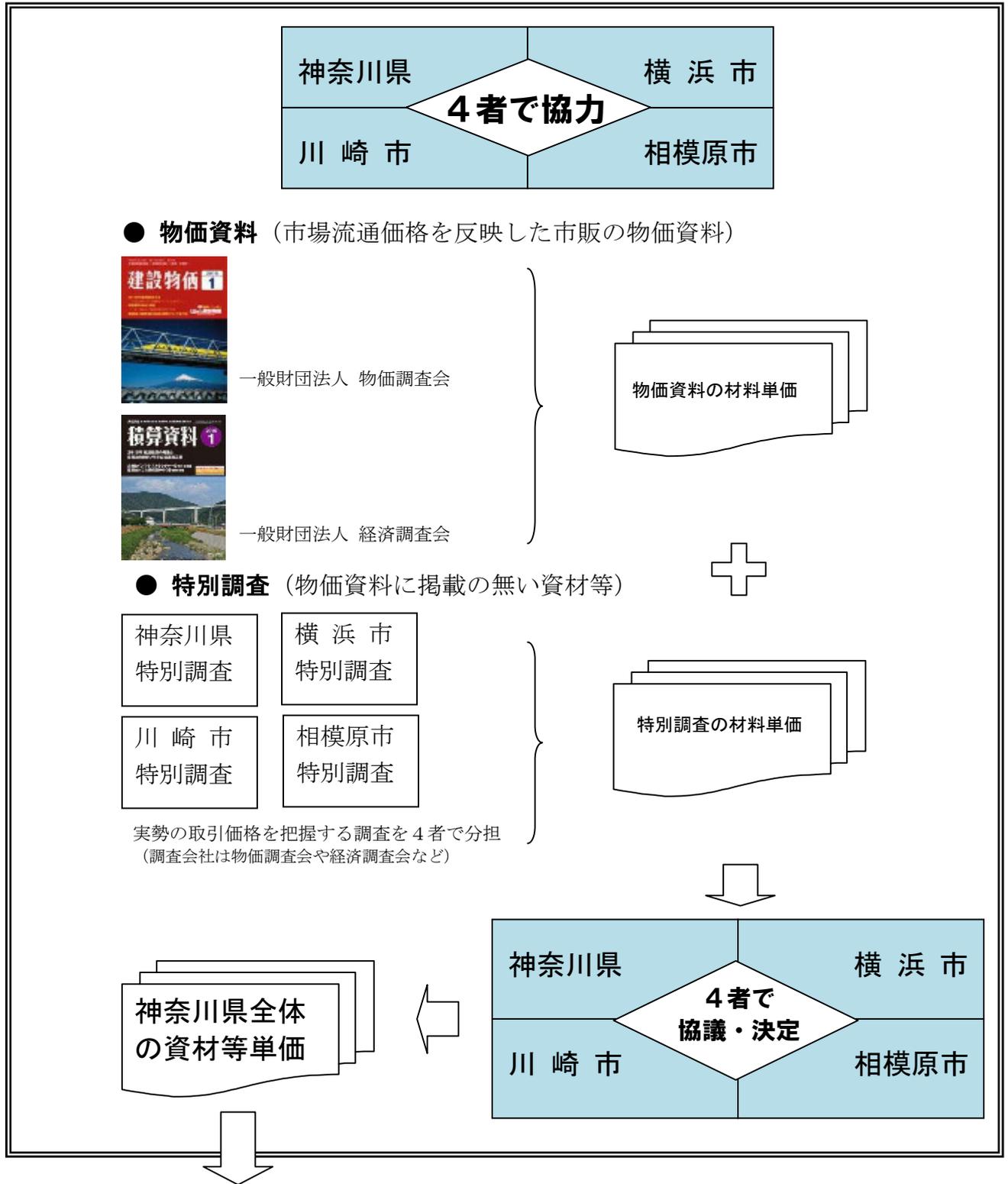
- | | |
|------------|---------------|
| ・全て無償により配布 | 12都市 |
| ・一部無償により配布 | 7都市 (川崎市を含む。) |
| ・全て有償により配布 | 1都市 |

(3) 今後の方向性

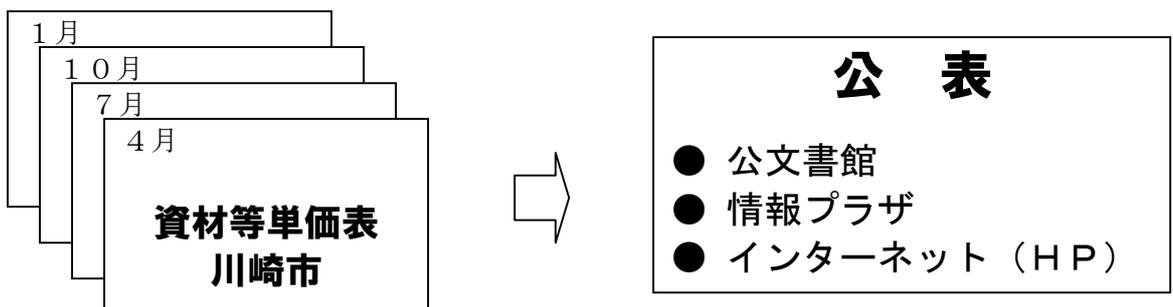
今後、拡大に向けて庁内で調整中。

3 工事単価の引き上げ

資材等単価表の作成フロー



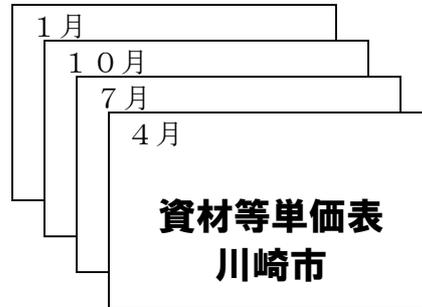
● **原則年4回の資材等単価表を設定**



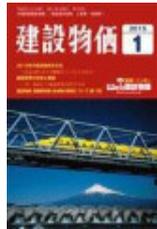
個々の工事の積算に使用する資材単価について

● 資材単価の採用順位

第1位 資材等単価表（公表）



第2位 物価資料（市場の取引価格を反映した市販の物価資料）

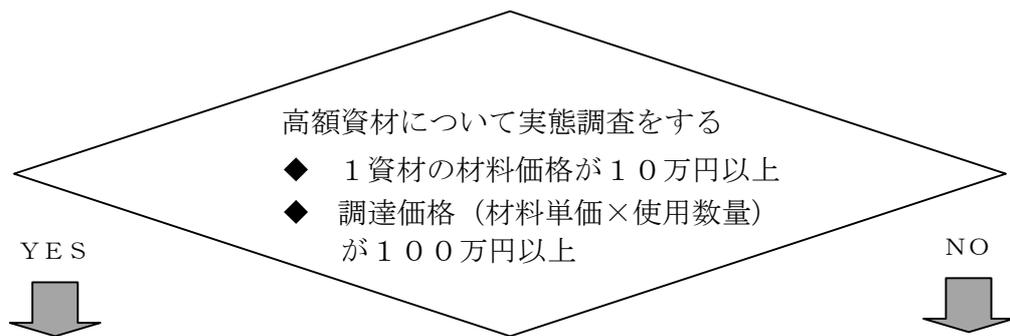


一般財団法人 物価調査会



一般財団法人 経済調査会

第3位 「特別調査（臨時）」若しくは「見積り」



① 特別調査（臨時）

[実際の取引価格を把握する調査]

- 数量、納入場所等条件を明示
- 調査会社は物価調査会や経済調査会 など

② 見積り

- 数量、納入場所等条件を明示
- 3社以上見積りを取得
- 異常値を排除した最低価格を採用

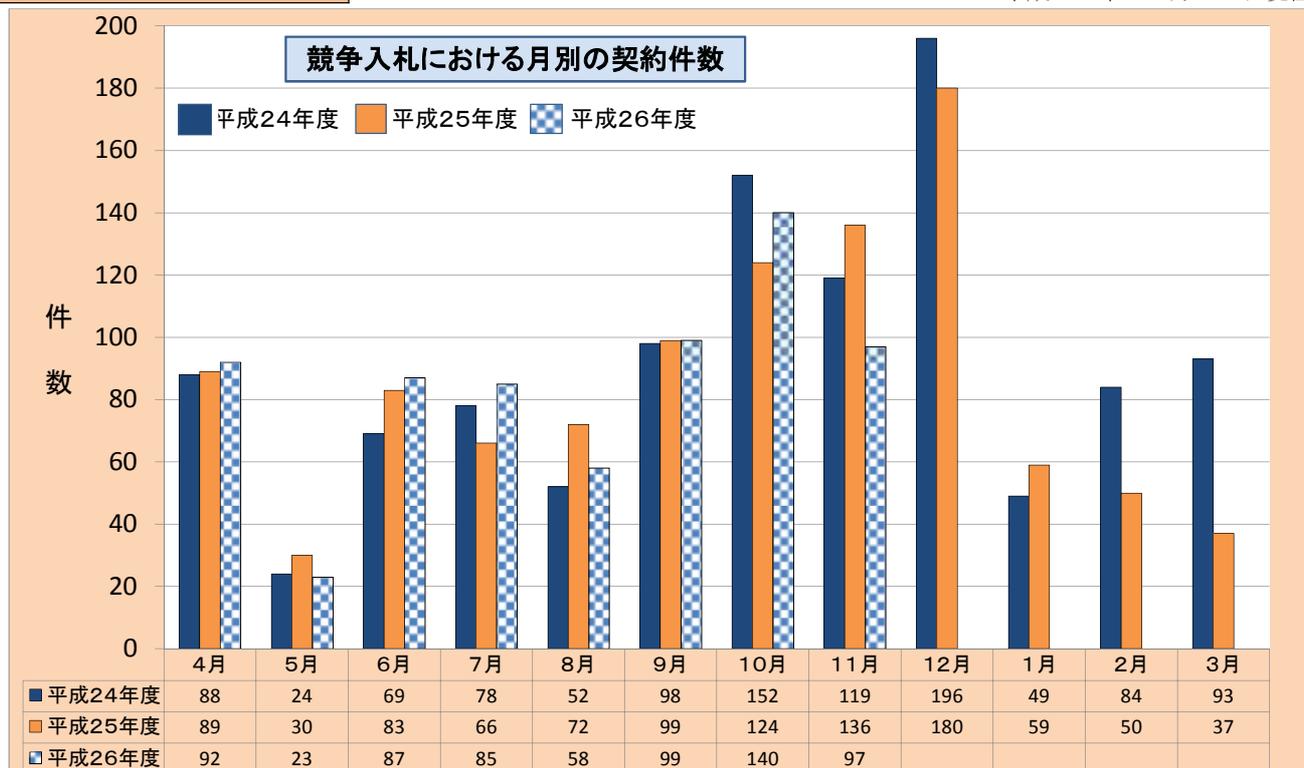
● 今後の方向性

比較的設計数量が少量の資材単価の設定方法について、他都市の状況を把握しながら、神奈川県内の調整を行い検討する。

4 発注時期の平準化

(1) 現状の取組み状況

平成26年11月30日現在



① これまでの取り組み状況

ア 早期発注に向けた取組み（上半期の発注率 執行額/予算額）

	金額ベース
平成24年度	70.4%
平成25年度	71.1%
平成26年度	65.6%

早期発注実施前（平成20年度） 34.7%

※ 平成21年度から早期発注の取組を実施

イ 年間発注予定の早期公表

入札参加業者の受注しやすい環境づくりへの配慮

② 早期発注が困難な案件

ア 工期限定の案件

イ 関係機関との調整が必要な案件

(2) 今後の方向性

債務負担行為の活用

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の第22条に規定された国が策定する「発注機関事務の運用に関する指針」の骨子案において、債務負担行為の積極的な活用などが示されている。